（様式１別紙２）

移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項

１　第２期秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査について、県及び県内の市町村から求められた場合には、それに応じます。

２　マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該登録の取り消しに応じます。

３　マッチングサイト掲載求人情報について、県の指定する方法により県に提出します。

４　県が運営するマッチングサイトに掲出する求人情報等データについて、オープンデータ化し、デジタル田園都市国家構想交付金を用いたマッチング支援事業に協力する民間求人サイト運営事業者に提供すること。また、同協力事業者の運営する求人サイト等に求人情報等が掲載されることに同意します。

５　当法人に就業したことにより移住支援金を受給した者について、就業状況、住所等に異動があった場合は、様式２により知事に報告します。